

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 地方公務員法の改正を踏まえ、職員の職務を給料表の職務の級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を定めるため所要の改正を行います。
- 2 地方公務員法の改正を踏まえ、特定任期付職員の給与の号給を決定する際の具体的な基準となる業務を定めるため所要の改正を行います。
- 3 学校教育法の一部が改正され、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることに伴い所要の改正を行います。
- 4 この規程は、公布の日から施行します。